

## PCB 廃棄物（稼働中の変圧器・コンデンサー・安定器等を含む）の期限内処理について

過去に製造された変圧器・コンデンサー（X線機器等に使用されているものを含む）・業務用照明器具安定器等の機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用されたものがあります。稼働中の PCB 使用製品および廃棄物となったもの（PCB 廃棄物）については、法律により、**処分期間までに処分**することになっています。キュービクルや倉庫、X線機器、照明器具に PCB を含むものが残っていないか今一度ご確認ください。処理先と処分期間は下記のとおりですので、所有者の責任により、計画的な処理をお願いします。

### PCB 廃棄物の処理先と処分期間

PCB 廃棄物の種類		処理先	処分期間
高濃度	廃 PCB 等、廃変圧器、3kg 以上の廃コンデンサー等	→ <b>継続保管必要 処理再開時はお知らせ します。※1</b>	2021 年 3 月 31 日まで (処分期間終了)
	上記以外の高濃度 PCB 廃棄物（安定器、汚染物等、3kg 未満の廃コンデンサー等及びこれらの保管容器）		
低濃度	低濃度 PCB 廃棄物	・無害化処理認定施設 ・許可施設	<b>2027 年 3 月 31 日まで (令和 9 年)</b>

※1 高濃度 PCB 廃棄物の処分受付は終了しています。新たな処理体制が示されるまでは、適正な保管が必要です。詳しくは下記の姫路市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000638.html#index-1-14>



### 《高濃度 PCB 廃棄物について》

新たに高濃度 PCB 廃棄物が見つかった場合は、姫路市廃棄物対策課までご連絡ください。

### 《低濃度 PCB 廃棄物の処理について》

低濃度 PCB 廃棄物は、環境大臣が認定した無害化処理認定施設等で処理することになります。詳しくは環境省ホームページをご覧ください。

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>



### 《届出について》

姫路市内で PCB 廃棄物を保管している場合、姫路市への届出が必要となります。

詳しくは姫路市廃棄物対策課ホームページをご覧ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000630.html>

裏面に続く→

## 《PCB 含有の有無の判別について》

- 銘板の確認等で高濃度 PCB 含有かどうかの確認を行います。詳しくは環境省ホームページ「PCB 早期処理情報サイト」内の「PCB 廃棄物の一覧」のページをご覧ください。

(<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/list/>)



- 判別が難しい場合は、当該機器メーカーに対して PCB の有無について確認してください。
- 高濃度に該当しない場合でも、低濃度（微量 PCB）に該当する可能性があります。
  - ① 製造年・型式等から明らかに高濃度 PCB ではないが、低濃度（微量）PCB 混入の可能性  
がある場合
    - 必要に応じて分析を行い、低濃度 PCB 廃棄物であった場合には、  
**2027 年（令和 9 年）3 月 31 日**までに処理してください。
  - ② 銘板がない、読み取れない場合
    - 早急に分析機関に PCB の分析を依頼し、PCB の濃度を確認してください。

### 《問い合わせ先》

姫路市役所 廃棄物対策課

Tel : 079-221-2405

sangyohai@city.himeji.lg.jp